

マルイ不動産グループは国と提携して
「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」に取り組んでいます！

◆ 事業目的 ◆

「住宅確保要配慮の方々の居住の安定確保を図る」
「既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに空家を有効に活用する」
「災害等には機動的に公的利用を可能とする環境を構築する」

住宅確保要配慮者って…どうの方が該当するの？



- ① **高齢者世帯** 下記の全てに該当する方または同居する配偶者の方（事実上夫婦の方も含む）
- a, 60歳以上の方であること
 - b, 以下のいずれかに該当する方
 - ・同居する人がいない方
 - ・同居する人が配偶者、60歳以上の親族又は入居者様が病気に罹っていたり、その他、特別な事情により入居者様と同居することが必要であると都道府県知事等が認める人
- ② **障がい者等世帯** 下記のいずれかに該当する方
- 1, 障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者の方でその障害の程度が以下の種類に応じ、a～cに定めるとおりの方
 - a, 身体障害、身体障害者福祉法施行規則 別表第5号の1級～4級のいずれかに該当する程度
 - b, 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条第3号に規定する1級又は2級に該当する程度
 - c, 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - 2, 戦傷病者特別援護法 第2条第1項に規定する戦傷病者の方で、その障害の程度が恩給法 別第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度
 - 3, 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
 - 4, 海外から引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
 - 5, ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 第2条に規定するハンセン病療養所入所の方等
- ③ **子育て世帯** 同居者に18歳未満者がいる方
- ④ **所得**（月あたりの収入）
年間所得金額から扶養控除等を控除した額を12で除した月あたりの収入が214,000円を超えない方
- ⑤ **災害等特別な事情がある方**
入居が必要と認められる世帯として、地方公共団体の地域住宅計画に定められた方

国の推進事業対象の
賃貸住宅なら
安心して入居できますネ♪



ボクのお部屋もあるかな♪